

(案)

請 書

令和8年 月 日

支出負担行為担当官
日光森林管理署長 金子 直樹 殿

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇
株式会社△△
代表取締役 〇〇 〇〇

- 1 件 名 大型排水管による捕獲個体残渣減容化処理容器作成及び埋設業務
- 2 履行場所 栃木県日光市藤原字タテ原国有林7あ林小班
栃木県日光市鬼怒川温泉滝字丸山国有林63-Iイ1林小班
- 3 履行期限 自 令和8年 月 日(契約締結日の翌日)
至 令和8年10月30日
- 4 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記の業務について、次の条項を厳守の上、誠実に履行いたします。

条 項

第1条 実施にあたっては、貴官、又は貴官の指定した職員の指示に従い、頭書の仕様、規格に基づき履行期限までに完成いたします。

第2条 頭書の履行期限までに業務を完了できない場合は、あらかじめ貴官に、遅滞の理由及び完了見込月日を明らかにした書面をもって延長の承認をお受けします。

第3条 頭書の履行期限までに業務を完了できない場合は、前条に定める承認にかかわらず、遅滞金として、履行期限の翌日から履行完了までの日数に対し、1日につき契約金額の年3パーセントの率をもって計算した額を貴官の請求により納付いたします。

ただし、遅滞が天災その他やむを得ない理由による場合は、免除願います。

第4条 業務を完了した場合は、その旨を貴官に通知し検査をお受けします。検査に要する経費は、当方において全て負担します。

第5条 前条に定める検査の結果、数量、仕様等に適合しない場合は、直ちに修正します。

第6条 業務を完了し、検査に合格した場合は、適法な支払請求書を提出し、貴官が受理した日から30日以内にお支払いください。

(案)

第7条 支払期限を超過し、支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した遅延利息を加算して支払いをうけます。

第8条 この契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除されても、不服を申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

- (1) 履行期限内に業務が完了しないとき、又は完了の見込みがないと貴官から認められたとき。
- (2) この契約に違反し、又は正当な理由がなく義務を履行しないと認められるとき。
- (3) この契約の履行に当たり、当方又は当方の使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 破産の宣告を受けたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 当方から契約の解除を申し出たとき。

第9条 前条各号に掲げる理由により、契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴官の請求により納付いたします。

ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には、違約金を免除されるよう承認願います。

第10条 この契約により生ずる権利及び義務は、貴官の承認を得なければ第三者に譲渡若しくは継承しません。

第11条 この契約によって当方が納付する遅延金及び違約金等がある場合は、貴官の指示により当方が受領する金額と相殺し又は別に徴収されても異存ありません。

第12条 この請書に定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議します。

第13条 この契約に関して紛争を生じた場合は、建設工事紛争審査会に依頼して解決を図ることを承知します。